

大牟田市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、市長が行う審判の請求事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前調査等)

第2条 要綱第2条に規定する調査は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事理弁識能力の確認

要支援者の事理弁識能力の程度について、主治医の診断書等により調査する。

(2) 資産、収入等の調査

要支援者の資産および収入等の調査を行い、「財産目録(後見開始申立用)」を作成する。

(3) 親族の一覧

親族の存否を確認するため、要支援者の戸籍謄本等の交付を受け、それらに基づき、親族を確認する。確認の範囲は2親等の親族までとする。

(4) 親族との調整

確認ができた親族に要支援者の状況等を連絡し、親族自らが要支援者の保護または審判の請求を行う意思等を確認したうえで、それが困難である場合には、市長が審判の請求を行うことについての同意書・不同意書(様式第1号)を提出させるものとする。

(5) 支援策の検討

財産管理や契約を伴うサービスの必要性等、要支援者の福祉を図るために必要な支援策を検討する。ただし、要支援者の置かれている状況等から、緊急に対応が必要な場合は、老人福祉法に基づく措置等を実施する。

(6) 登記事項の確認

要支援者が、成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと及び任意後見契約を締結していないことを確認するため、「登記されていないことの証明書申請書」により、東京法務局民事行政部後見登録課宛て申請を行い、「登記されていないことの証明書」の交付を受ける。

(後見開始等の審判の請求)

第3条 市長は、要支援者のために後見、保佐及び補助のうちいずれの類型で審判の請求をすべきかを要支援者の判断能力の程度等により判断し、審判開始申立書、申立書附票を作成する。

2 審判開始申立書等に定められた必要書類を添付し、家庭裁判所に審判の請求を行う。

(審判の請求に要する費用)

第4条 要綱第5条に規定する審判の請求に要する費用は次の各号にかかるものとする。

(1) 収入印紙代

(2) 郵便切手

(3) 診断書料

(4) 鑑定費用

(審判請求に要した費用の求償)

第5条 市長は、後見開始等の審判により、後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)が選任され、併せて、家庭裁判所から、要支援者が審判の請求に伴う費用を負担すべきであるとの「費用負担命令」が発せられたときは、「審判請求等に要した費用の請求について」(様式第2号)により、費用を求償するものとする。

(費用の助成)

第6条 要綱第8条に規定する費用の助成(要綱第13条により準用する場合を含む)は、次の各号のとおり行う。

- (1) 助成を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は「成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書」(様式第3号)に報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、市長に提出する。
- (2) 市長は、生活保護受給の有無及び収入・資産等の状況を調査し、助成の可否を決定後、「成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書」(様式第4号)により、申請者に通知する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

大牟田市長 殿

後見等開始の審判申立同意・不同意書

私は、私の親族である次の者に係る後見等開始の審判の申立てを老人福祉法第32条の規定により、大牟田市長が行うことに同意します・同意しません。

氏名	
住所	大牟田市

同意する理由	
同意しない理由	

年 月 日

同意者氏名 不同意者氏名	
同意者住所 不同意者住所	

様式第2号（第5条関係）

福 第 号
令和 年 月 日

様

大牟田市長 関 好 孝

審判請求等に要した費用の請求について（通知）

上のことについて、 年 月 日付けで家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、民法第702条に規定する審判の請求を福岡家庭裁判所大牟田支部に行いましたので、これに要した費用について納付くださるようお願いいたします。

記

1. 審判請求の内容

（1）氏名

（2）住所 大牟田市

（3）審判請求の類型 開始

2. 費用の納付

（1）請求金額 円

申立手数料 円
登記手数料 円
郵便切手代 円
(内訳)

（2）納付期限 令和 年 月 日

（3）納付方法 同封の納付書により、最寄りの金融機関で納めてください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大牟田市成年後見制度利用支援事業助成金受給申請書

大牟田市長 殿

次のとおり、関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定に関して、被後見人等の収入の状況等必要な情報を関係機関において調査確認されることに同意します。

被後見人等 (申請者)	住所 (生活している場所)	〒 一 Tel:	
	住民票の住所 (生活している場所 と違う場合のみ記入)	〒 一 Tel:	
	フリガナ	電話番号	
	氏名	生年月日	年 月 日
後見人等	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号		
助成対象要件	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 資産・収入等の状況から生活保護受給者に準じると認められる者 (後見人等の報酬を負担することで生活保護法の保護の基準を下回る者)		
	助成の種類	後見人等報酬	円 (※報酬付与の審判の決定額)

※申請時に被後見人等が死亡している場合は、後見人等を申請者と読み替えるものとする。

様式第4号（第6条関係）

福 第 号
令和 年 月 日

様

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました成年後見制度利用支援事業助成金については、次のとおり、決定しましたので通知します。

被後見人等氏名 (申請者)	
後見人等氏名	
助成の種類	後見人等報酬
決定事項	支 給・不支給
支給金額	円
不支給等の理由	

※申請時に被後見人等が死亡している場合は、後見人等を申請者と読み替えるものとする。